

# 生活者通信

東京・生活者ネットワーク

No.264

2013.9.1

※毎月1回1日発行  
※1994年5月23日第三種郵便物認可

■発行 東京・生活者ネットワーク  
 ■〒160-0021  
 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル5階  
 TEL03-3200-9189 FAX03-3200-9274  
 ■Eメール tokyo@seikatsusha.net  
 ■ホームページ http://www.seikatsusha.net  
 ■発行責任者 西崎光子  
 ■定価 年間1000円・1部100円  
 ■郵便振替口座 00130-3-18417

都 9月7日、「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会」開催都市決定。都議会第3回定例会の開催(9月11日～10月11日)。

ネット ●小金井 市民電力を立ち上げるためには 9月14日(土) 14:00～16:00 小金井市環境学習館(JR中央線武蔵小金井駅南口10分) 講師:都甲公子さん(NPOこだいらソーラー代表) 主催:「市民電力こがねい」をめぐす会  
 ●江戸川 「逃げ遅れる人々～東日本大震災と障害者」上映&トーク 9月19日(木) 18:00～21:00 タワーホール船堀5階小ホール(都営新宿線船堀駅北口) 参加費1000円(障害の有無によらず一律。介助者無料) 主催:江戸川上映実行委員会  
 ●府中 DVD「逃げ遅れる人々」上映会と講演会 9月22日(日) 13:00～16:30 ルミエール府中第1・第2会議室(京王線府中駅) お話:鈴木絹江さん(福島県田村市) 参加費500円  
 ●小平 民主主義を底上げ!市民のための政治の使い方連続講座第2回 公職選挙法のおかしさを知る～政治の情報を市民の手に 9月28日(土) 13:30～16:00 中央公民館視聴覚室(西武多摩湖線青梅街道駅) 講師:坪郷寛さん(政治学) 参加費1回500円

## 時代遅れの法制、非婚に冷たい社会を変える

### 八王子市―非婚ひとり親に市営住宅の家賃・保育料を軽減する支援策を開始

1951年、戦争で夫と死別した女性を対象に創設された寡婦控除。制度導入から何度かの法改正を経て対象者が拡大されてきたが、現在の所得税法による寡婦(寡夫)の対象となるのは、夫(妻)と死別か離別した人。非婚の場合でも過去に一度でも法律婚の経験がある場合は適用対象となる。しかし、婚姻歴がないひとり親には適用されないことがこの制度の最大の欠点である。

09年、この現状に声をあげたのは沖繩県那覇市、新宿区、八王子市の非婚の母3名だった。現在、ひとり親家庭の50%以上が貧困世帯であり、特に非婚の母子家庭は際立って困窮しているにもかかわらず、寡婦控除が受けられない現状は人権侵害、憲法違反だと当事者らは訴えた。

この間、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむは、東京都や自治体に「みなし寡婦控除の適用を求める陳情書」を提出するなど議会への働きかけを行ってきた。しかし、八王子市には、あえて陳情や請願は提出されなかった。2月下旬、申立人自身が担当部署へ要請書を提出。担当部署が調査を行っていたため議会の議論が足かせになることを避けたため、約3カ月後、条例改正や予算措置を講じる必要もなく実施されることが決定した。

### 非婚の母が声をあげる! 日弁連に人権救済申し立て

調査で明らかになったことは、保育料を利用して非婚のひとり親を支援している自治体は、243名のうち、今回の該当者はわずか15名。割合が少ないのは、実はうち200名以上が非課税世帯だから。この数字からも非婚のひとり親家庭において貧困の割合がいかに高いかを、法制度の不備が女性の生き方や子どもの将来を縛ってしまうことを知らされた。自治体のみならず適用は好ましいが、何より国が所得税法改正の議論を急ぐべきだ。

6月3日、八王子市は非婚のひとり親家庭に対し保育料、幼稚園就園奨励費補助金、市営住宅家賃について寡婦控除を適用する(みなし適用)と発表した。これと連動し同市議会では寡婦控除をすべてのひとり親家庭まで拡大することを国に求める意見書が可決されているが、自民党からは「家族制度の価値観に関わる」とお粗末な反対討論が述べられた。6月12日には、日の出町でも八王子に手順を教わり保育料、市営住宅の負担軽減措置を実施するなど非婚ひとり親への支援がひろがりをみせている。

八王子・生活者ネットワーク市議会議員 ● 鳴海 有理



しんぐるまざあず・ふぉーらむの竹内三輪さん(右)に話を聞く、八王子・生活者ネットワーク市議の鳴海有理。竹内さんは各自治体に足を運び、みなし適用を求める働きかけを続けている。

当初はひとり親家庭のうち、死別の世帯が半数以上だったが年々減少し、一方で非婚世帯が増加し2011年には逆転。非婚世帯が死別世帯を上回っているにもかかわらず所得、生活実態が同じであっても一方は控除され、一方は全く控除されない不平等が起きている。その差は年間10～20万円程度と推定される。では、何故これまで問題が放置されてきたのだろうか。法改正の際、非婚世帯も対象にすべきという議論があったのだが、それが避けられてきた理由は――

※非婚世帯数:推計7万世帯(2003年)、9万6000世帯(2011年)

日本弁護士連合会はこの申し立てにより、調査を行った結果合理的な理由もなく差別するものであり憲法14条に違反▼子どもの権利条約2条2項及び3項違反▼国際人権(自由権)規約26条違反――と結論づけ、経済的救済を実施するよう国や都に要請。自ら声をあげた成果であり大きな前進となった。

※ひとり親家庭相対的貧困率:58.7% (2003年)、54.3% (2007年)

調査で明らかになったことは、保育料を利用して非婚のひとり親を支援している自治体は、243名のうち、今回の該当者はわずか15名。割合が少ないのは、実はうち200名以上が非課税世帯だから。この数字からも非婚のひとり親家庭において貧困の割合がいかに高いかを、法制度の不備が女性の生き方や子どもの将来を縛ってしまうことを知らされた。自治体のみならず適用は好ましいが、何より国が所得税法改正の議論を急ぐべきだ。

## あんてな

### 原発子ども・被災者支援法の早期実施を全国「自治体議員連盟」発足!

3.11原発事故から2年4カ月。被災地では15万人が故郷を追われ、家族・地域共同体が分断されたまま避難生活を強いられている。

超党派の国会議員提案により1年1カ月前に成立した「原発事故子ども・被災者支援法」では、避難するか、居住を継続するか被災者自身が選択可能な支援を行うよう定めている。しかし法は事実上棚上げの状態にあり、それを裏付けるように8月1日、「復興庁 被災者支援先送り密議」(毎日新聞)が発覚。参院選を終えるまでは線量基準の検討を先送りすることに省庁が合意していたというのだ。被災者の命と暮らしに係る問題が国の思惑で棚晒しにされてきたのであれば、到底看過できるこ

とではない。おおぜいの市民が求める「1mSv以上の区域を支援対象区域とする」よう支援策に明記されなければならず、改めて法の理念にもとづく施策の具体化とその実現が急がれる。

こうした中、8月2日、参院議員会館を会場に「子ども・被災者支援法推進自治体議員連盟」結成集会が催された。福島原発震災情報連絡センター、市民ネットワーク千葉県、反原発自治体議員・市民連盟、ふくおか市民政治ネットワーク、市民ネットワーク北海道、東京・生活者ネットワークなどの呼びかけに全国の自治体議員が応じたもので、その数約380人。市民も多数参加する中、経過報告・活動計画案・人事案が承認され、河崎健一郎弁護士による記念講演へと続いた。第184臨時国会召集日のこの日、賛同国会議員や山本太郎議員らも決意表明する。被災者への十分かつ幅広い支援を求め、全国の自治体から議員と市民の共闘が開始するに相応しいスタートとなった。

生活者ネットはこれまでもネットのある自治体議会から支援法推進を求め意見書決議・要望書提出を行ってきたが、さらに都内全自治体議会へと拡げるべく働きかけを強めていく。



共同代表に市民ネットワーク千葉の大野博美・佐倉市議の佐藤和良・いわき市議の山田実・滋賀県議の3名が承認された。